

広島県告示第六百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
潮見G地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
桜町		潮見町	桜町			七七一番	標柱一号
						一六一七番一八	標柱二号、三号、四号及び五号
						甲七七六番	標柱六号
						七七七番	標柱七号
						一六一七番四四一〇号	標柱八号、九号及び一〇号
						七七七番	標柱一一号
						甲七七六番	標柱一二号
						七七七番	標柱一三号
						甲七七六番	標柱一四号及び一五号